

# 新たな国保制度における「市町村標準保険料率」の算定結果について (概要)

平成 30 年 1 月

福祉部国民健康保険課

## 【算定結果概要（平成 30 年 1 月確定係数）】

市町村標準保険料率（府内統一）

	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
医療分	7.98%	27,311円	29,668円	54万円
後期分	2.69%	9,178円	9,970円	19万円
介護分	2.32%	17,062円	0円	16万円

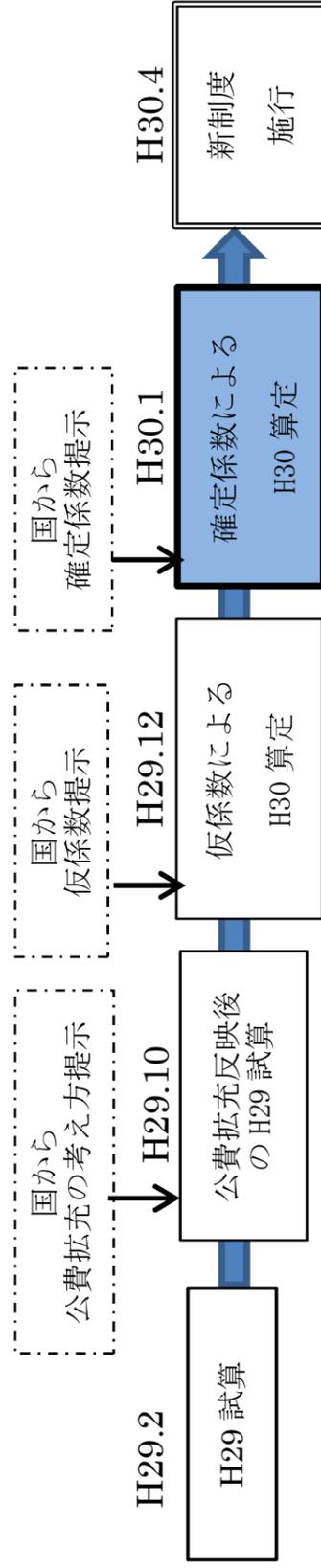
## 【算定の前提】

- 国から示された確定係数に基づき、算出した平成 30 年度保険料率である。

## 【主な算定条件（概要）】

- 府内全体で必要な事業費納付金総額を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分
- 統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない
- 保険料算定式
  - 医療分・後期分：3 方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割 6：平等割 4）
  - 介護分：2 方式 ⇒ 所得割、応益割（均等割）
- 平成 30 年度からの追加公費《約 1,700 億円》のうち、普通調整交付金・特別調整交付金（子ども被保険者数）・保険者努力支援制度（都道府県分）等《約 960 億円》を算入（※激変緩和用暫定措置分、保険者努力支援制度（市町村分）等《約 740 億円》は算入しない）
- 各市町村の保険料過年度収納分の一部を反映
- 保険料・一部負担金減免費用、保健事業の拡充を反映
- 算定上の推計被保険者数 約 205.0 万人

## 【算定スケジュール】



## モデルケース別国保料 現在と府内一本化(1月確定係数)との比較

	40歳代夫婦と未成年の子供2人の4人世帯で年間所得200万円の場合 賦課基準額¥1,670,000- 法定減免2割			40歳代シングルマザーと未成年の子供2人の3人世帯で年間所得100万円の場合 賦課基準額¥670,000- 法定減免5割			65歳以上74歳以下の独り暮らしで年金月12万円の場合 賦課基準額¥0- 法定減免7割		
	2017年度 保険料 (円)	府内一本 化-17年 度 (円)	値上げ率 府内一本 化 /17年度	2017年度 保険料 (円)	府内一本 化-17年 度 (円)	値上げ率 府内一本 化 /17年度	2017年度 保険料 (円)	府内一本 化-17年 度 (円)	値上げ率 府内一本 化 /17年度
大阪市	377,247	+ 15461	104.1%	165,886	+ 4231	102.6%	21,614	+ 1224	105.7%
堺市	374,618	+ 18089	104.8%	160,942	+ 9175	105.7%	19,584	+ 3254	116.6%
岸和田市	447,177	- 54470	87.8%	192,977	- 22861	88.2%	21,090	+ 1748	108.3%
豊中市	351,644	+ 41063	111.7%	151,485	+ 18632	112.3%	18,443	+ 4395	123.8%
池田市	457,211	- 64503	85.9%	196,441	- 26325	86.6%	20,893	+ 1946	109.3%
吹田市	376,338	+ 16369	104.3%	169,510	+ 607	100.4%	26,924	- 4086	84.8%
泉大津市	383,614	+ 9093	102.4%	165,505	+ 4612	102.8%	18,201	+ 4637	125.5%
高槻市	326,357	+ 66350	120.3%	148,190	+ 21927	114.8%	24,579	- 1741	92.9%
貝塚市	393,610	- 903	99.8%	170,560	- 444	99.7%	19,650	+ 3188	116.2%
守口市	397,306	- 4599	98.8%	175,958	- 5842	96.7%	24,984	- 2146	91.4%
枚方市	375,912	+ 16795	104.5%	160,781	+ 9336	105.8%	18,648	+ 4190	122.5%
茨木市	398,223	- 5516	98.6%	173,089	- 2973	98.3%	20,745	+ 2093	110.1%
八尾市	406,524	- 13817	96.6%	173,742	- 3626	97.9%	19,122	+ 3716	119.4%
泉佐野市	402,430	- 9723	97.6%	173,630	- 3514	98.0%	18,792	+ 4046	121.5%
富田林市	412,181	- 19474	95.3%	178,131	- 8015	95.5%	19,860	+ 2978	115.0%
寝屋川市	370,237	+ 22470	106.1%	157,895	+ 12222	107.7%	16,686	+ 6152	136.9%
河内長野市	415,325	- 22618	94.6%	179,491	- 9375	94.8%	20,070	+ 2768	113.8%
松原市	435,420	- 42713	90.2%	188,004	- 17888	90.5%	20,736	+ 2102	110.1%
大東市	400,040	- 7333	98.2%	172,188	- 2072	98.8%	21,762	+ 1076	104.9%
和泉市	375,076	+ 17631	104.7%	162,740	+ 7377	104.5%	19,080	+ 3758	119.7%
箕面市	427,048	- 34341	92.0%	181,268	- 11152	93.8%	17,100	+ 5738	133.6%
柏原市	428,095	- 35388	91.7%	184,619	- 14503	92.1%	20,016	+ 2822	114.1%
羽曳野市	396,941	- 4234	98.9%	171,041	- 925	99.5%	18,483	+ 4355	123.6%
門真市	381,361	+ 11346	103.0%	162,487	+ 7630	104.7%	17,100	+ 5738	133.6%
摂津市	373,031	+ 19677	105.3%	162,115	+ 8002	104.9%	19,505	+ 3333	117.1%
高石市	447,316	- 54609	87.8%	191,716	- 21600	88.7%	22,140	+ 698	103.2%
藤井寺市	401,050	- 8343	97.9%	173,810	- 3694	97.9%	19,980	+ 2858	114.3%
東大阪市	400,463	- 7756	98.1%	172,135	- 2019	98.8%	17,964	+ 4874	127.1%
泉南市	408,895	- 16188	96.0%	176,515	- 6399	96.4%	19,290	+ 3548	118.4%
四條畷市	397,081	- 4374	98.9%	169,323	+ 794	100.5%	18,291	+ 4547	124.9%
交野市	388,008	+ 4699	101.2%	168,786	+ 1331	100.8%	20,214	+ 2624	113.0%
島本町	408,837	- 16130	96.1%	178,701	- 8585	95.2%	22,392	+ 446	102.0%
豊能町	364,519	+ 28188	107.7%	160,429	+ 9688	106.0%	21,960	+ 878	104.0%
能勢町	381,554	+ 11153	102.9%	165,414	+ 4703	102.8%	19,170	+ 3668	119.1%
忠岡町	398,739	- 6032	98.5%	174,028	- 3912	97.8%	21,717	+ 1121	105.2%
熊取町	384,227	+ 8481	102.2%	166,326	+ 3791	102.3%	19,021	+ 3817	120.1%
田尻町	369,067	+ 23640	106.4%	159,658	+ 10459	106.6%	17,804	+ 5034	128.3%
阪南市	437,177	- 44469	89.8%	188,884	- 18767	90.1%	20,657	+ 2181	110.6%
岬町	413,113	- 20406	95.1%	177,231	- 7115	96.0%	21,477	+ 1361	106.3%
太子町	362,605	+ 30102	108.3%	158,027	+ 12090	107.7%	19,530	+ 3308	116.9%
河南町	365,357	+ 27350	107.5%	159,087	+ 11030	106.9%	19,530	+ 3308	116.9%
千早赤阪村	345,177	+ 47531	113.8%	150,086	+ 20031	113.3%	18,104	+ 4734	126.1%
大阪狭山市	373,231	+ 19476	105.2%	161,841	+ 8276	105.1%	19,080	+ 3758	119.7%
値上げ市町村		20			21			40	
値下げ市町村									3

市町村で独自に行っている減免は反映していないので、実際の2017年度保険料はさらに低額となっている場合があります。

## モデルケース別国保料

		40歳代夫婦と未成年の子供2人の4人世帯で年間所得200万円の場合				40歳代シングルマザーと未成年の子供2人の3人世帯で年間所得100万円の場合				65歳以上74歳以下の独り暮らしで年金月12万円の場合		
		賦課基準額¥1,670,000- 法定減免2割				賦課基準額¥670,000- 法定減免5割				賦課基準額¥0- 法定減免7割		
		医療分	後期分	介護分	2017年度 保険料(円)	医療分	後期分	介護分	2017年度 保険料(円)	医療分	後期分	2017年度 保険料(円)
堺市	2017年度	221,018	83,508	70,092	374,618	97,990	36,960	25,992	160,942	14,292	5,292	19,584
	2018年度	224,191	80,486	66,874	371,551	99,263	35,772	24,705	159,740	14,292	5,331	19,623
	2018-2017	3,173	▲ 3,022	▲ 3,218	▲ 3,067	1,273	▲ 1,189	▲ 1,287	▲ 1,203	0	39	39
	2018-府内一本化	▲ 20,205	▲ 1,782	831	▲ 21,156	▲ 10,004	▲ 1,004	630	▲ 10,377	▲ 2,802	▲ 414	▲ 3,215
豊中市	2017年度	229,922	68,570	53,153	351,644	101,644	30,372	19,469	151,485	14,164	4,279	18,443
	2018年度	231,988	70,429	54,898	357,316	102,733	31,248	20,089	154,069	14,582	4,488	19,070
	2018-2017	2,067	1,860	1,745	5,672	1,089	876	620	2,584	419	209	628
	2018-府内一本化	▲ 12,407	▲ 11,839	▲ 11,145	▲ 35,392	▲ 6,534	▲ 5,528	▲ 3,987	▲ 16,048	▲ 2,512	▲ 1,256	▲ 3,768
吹田市	2017年度	238,293	75,266	62,779	376,338	108,287	34,265	26,959	169,510	20,385	6,539	26,924
	2018年度	233,416	78,402	65,670	377,487	105,961	35,573	27,431	168,964	19,629	6,564	26,192
	2018-2017	▲ 4,877	3,136	2,891	1,149	▲ 2,326	1,308	473	▲ 546	▲ 757	25	▲ 732
	2018-府内一本化	▲ 10,980	▲ 3,867	▲ 374	▲ 15,220	▲ 3,306	▲ 1,203	3,356	▲ 1,153	2,535	819	3,354
府内一本化保険料率 (1月確定係数)		244,396	82,269	66,043	392,707	109,267	36,775	24,075	170,117	17,094	5,744	22,838

## 国保 激変緩和財源の配分と実際の”激変”額

	激変緩和措置2018年度(円)		被保険者1人あたり国保料(円)				法定外繰入2016年度(円)		
	合計	1人あたり	2016年度 1人あたり 保険料収納必要額 【法定外繰入なし】 ×自然増 (A)	2018年度 府内一本化 1人あたり 保険料収納必要額 (B)	差額 (B-A)	2016年度 1人あたり 保険料 【法定外繰入込み】 (C)	差額 (B-C)	合計	1人あたり
府内全体・平均	4,295,339,444	1,903	128,191	127,894	▲ 297	120,859	7,035	17,403,238,536	7,710
大阪市	0	0	129,303	123,968	▲ 5,335	117,949	6,019	10,593,283,773	14,820
堺市	0	0	122,155	120,736	▲ 1,419	119,306	1,430	59,659,804	286
岸和田市	0	0	136,855	126,406	▲ 10,449	126,051	355	282,895,519	5,536
豊中市	780,324,483	8,414	127,507	139,948	12,441	118,897	21,051	845,020,000	9,112
池田市	0	0	140,013	134,835	▲ 5,178	136,448	▲ 1,613	152,853,742	6,327
吹田市	0	0	136,756	137,003	247	133,276	3,727	612,522,010	7,813
泉大津市	32,539,361	1,792	120,068	124,670	4,602	112,078	12,592	171,422,000	9,438
高槻市	610,955,136	7,180	127,871	136,754	8,883	124,628	12,126	87,069,927	1,023
貝塚市	127,239,796	5,967	114,925	125,821	10,896	112,265	13,556	14,725,534	691
守口市	0	0	136,747	124,592	▲ 12,155	132,764	▲ 8,172	212,531,000	5,600
枚方市	989,395,332	10,196	115,826	131,003	15,177	112,799	18,204	250,000,000	2,576
茨木市	315,465,994	5,066	131,514	140,091	8,577	128,527	11,564	28,139,330	452
八尾市	236,360,268	3,264	125,776	132,906	7,130	122,687	10,219	351,765,000	4,857
泉佐野市	0	0	131,642	125,932	▲ 5,710	116,686	9,246	0	0
富田林市	0	0	133,544	129,001	▲ 4,543	127,877	1,124	65,727,000	2,246
寝屋川市	326,378,123	5,119	111,700	120,319	8,619	108,385	11,934	481,064,008	7,545
河内長野市	0	0	158,426	133,509	▲ 24,917	131,724	1,785	10,987,910	384
松原市	0	0	126,053	123,540	▲ 2,513	124,270	▲ 730	170,000,000	4,852
大東市	0	0	122,161	120,848	▲ 1,313	119,552	1,296	448,446,870	13,126
和泉市	137,835,621	3,078	124,831	131,318	6,487	117,898	13,420	100,907,000	2,253
箕面市	46,647,966	1,442	139,624	146,556	6,932	129,318	17,238	466,755,000	14,433
柏原市	0	0	133,116	129,522	▲ 3,594	128,734	788	135,046,157	7,387
羽曳野市	199,404,163	6,477	118,094	127,871	9,777	115,246	12,625	28,505,237	926
門真市	225,377,622	6,075	115,160	125,597	10,437	112,240	13,357	358,375,394	9,659
摂津市	0	0	138,715	136,741	▲ 1,974	127,071	9,670	246,264,989	10,832
高石市	0	0	137,690	124,536	▲ 13,154	132,377	▲ 7,841	67,000,000	4,730
藤井寺市	0	0	126,153	124,257	▲ 1,896	119,298	4,959	82,363,999	4,823
東大阪市	0	0	127,983	127,451	▲ 532	124,868	2,583	812,843,210	6,237
泉南市	0	0	130,567	112,417	▲ 18,150	102,011	10,406	40,544,417	1,985
四條畷市	67,211,552	4,579	123,407	128,693	5,286	120,965	7,728	61,639,193	4,199
交野市	67,924,338	3,818	132,656	138,502	5,846	127,947	10,555	25,619,000	1,440
島本町	0	0	150,227	144,218	▲ 6,009	143,349	869	2,875,884	419
豊能町	6,978,325	1,137	146,948	151,423	4,475	142,943	8,480	1,792,462	292
能勢町	12,378,880	3,658	121,086	130,622	9,536	118,042	12,580	977,193	289
忠岡町	0	0	125,783	124,374	▲ 1,409	128,322	▲ 3,948	13,460,104	3,092
熊取町	0	0	144,370	135,888	▲ 8,482	139,991	▲ 4,103	10,120,193	906
田尻町	9,858,326	5,529	115,450	125,529	10,079	94,055	31,474	3,658,707	2,052
阪南市	0	0	145,288	123,253	▲ 22,035	124,870	▲ 1,617	76,897,238	5,000
岬町	2,720,601	570	133,591	133,056	▲ 535	130,414	2,642	1,697,205	356
太子町	28,035,315	7,994	126,276	138,901	12,625	123,403	15,498	4,917,556	1,402
河南町	0	0	143,267	139,046	▲ 4,221	123,827	15,219	5,000,000	1,185
千早赤阪村	24,658,811	13,250	125,268	141,467	16,199	97,349	44,118	0	0
大阪狭山市	47,649,431	3,403	131,428	137,901	6,473	128,856	9,045	17,864,971	1,276

増市町村数 21

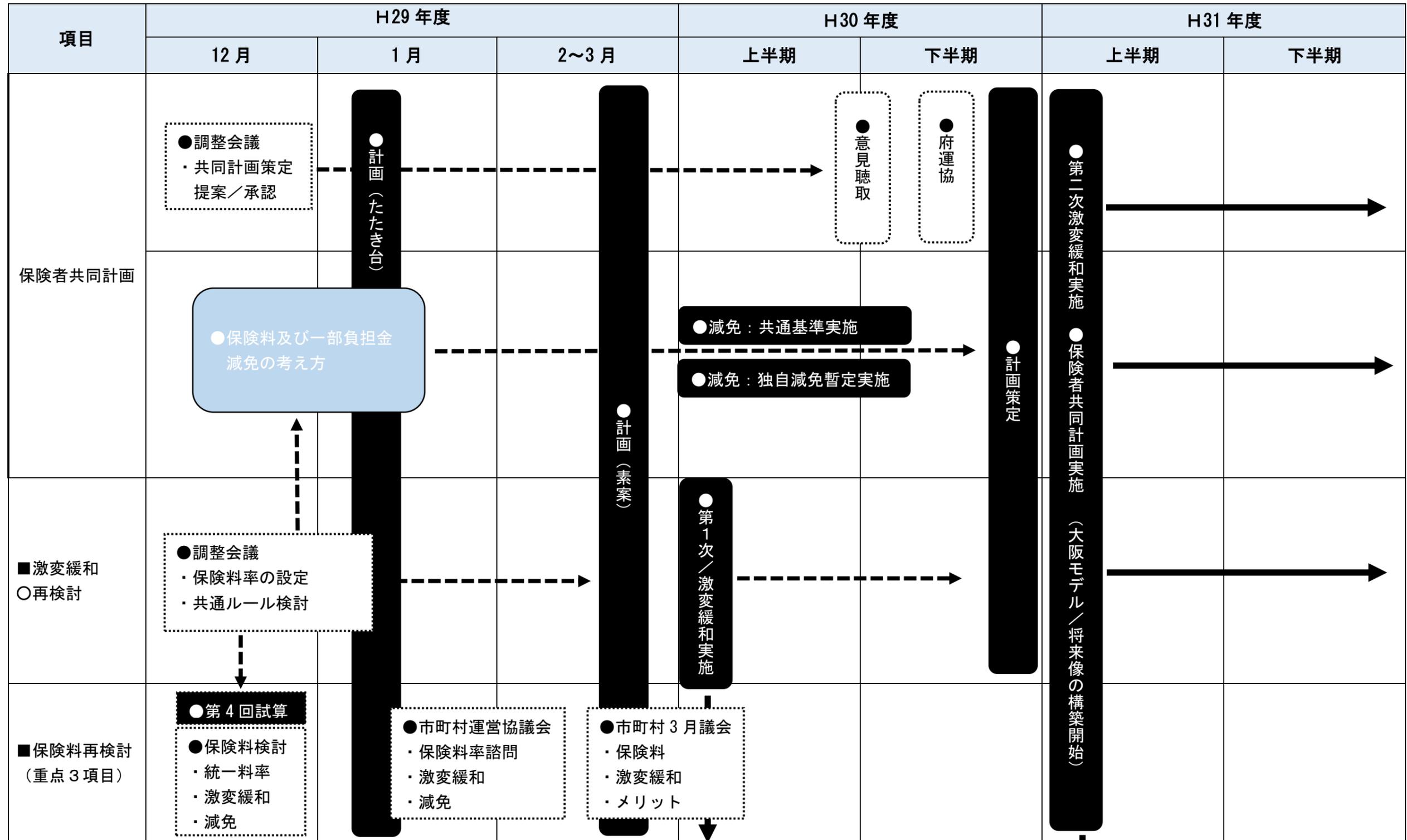
減市町村数 22

増市町村数 36

減市町村数 7

## 資料4

# 国民健康保険広域化のソフトランディングと「大阪モデル（将来像）」構築へのシナリオ



■ H30 年 4 月の「第一次／激変緩和」の実施により「実質的な統一保険料」が実現

■ H31 年 4 月の「保険者共同計画の実施」及び「大阪モデル」の構築により大阪府国保の将来像に向けスタート

表1 国保加入者1人当たりの所得の変化

	1997年度	2015年度	減少率
大阪	88万1000円	53万6000円	39.2%
全国	88万円	68万3千円	22.4%

表2 国保料と医療費自己負担が所得に占める割合  
(2015年度)

	国保料と自己負担の 合計	所得に占める割合
大阪	16万9529円	31.6%
全国	17万2285円	25.2%

■改正国民健康保険法 第八十二条の二

8 市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。

■2017年11月1日 大阪府議会健康福祉常任委員会知事質問（抄）

（松井知事） 一般会計からの繰り入れをやめてくれとっているんではありません。6年間の間に、いや、だから一般会計もまだ続くわけです、宮原委員が言われるように。即4月からやめなさいということを行っているわけじゃありません。

そして今、市町村と話ししているのは努力目標として6年ということをお話しています。ルールとして6年でもうきちっと定めているものではない。だから一般会計からの繰り入れは、やはりこれは違法ではありませんが、税の公平性ということからいうと問題があるというのが我々の考えで、6年間の間にこれを見直していただきたいという、これお願いをしているわけです市町村に対して。…

（宮原議員） …少なくとも努力目標だと言われました。お願いだと言われました。ということは当然、市町村の自主的に決める権利は担保されていると、今の答弁で考えていいですね。

（松井知事） 権限は市町村にあります。市町村の予算ですから。ただ我々は市町村に対して、この一般会計からの繰り入れというのは税の公平性を考えた時に問題だと思っておりますから。できるだけこの6年間の間に一般会計からの繰り入れについてこれは見直していただきたいということを申しあげ続けます。



平成30年1月26日

堺市長 竹山 修身 様

堺市国民健康保険運営協議会  
会長 宮本 恵



## 答 申 書

平成30年1月23日付け堺国保第4783号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申する。

### 記

#### 1 保険料率及び賦課限度額について

保険料率及び賦課限度額については、改正国民健康保険法及び大阪府国民健康保険運営方針に基づき、大阪府が定める市町村標準保険料率（府内統一）とすることを了承する。ただし、平成30年度から平成35年度までの保険料率については、各市町村において激変緩和措置を講ずることが可能とされているところであり、本市においても、被保険者への影響を十分考慮の上、独自の激変緩和措置を行うことが適当である。

#### 2 激変緩和措置について

平成30年度の激変緩和措置については、以下のとおりとすることが適当である。

##### (1) 基礎賦課額

所得割の料率を1000分の80.9、被保険者均等割の額を21,240円、世帯別平等割の額を26,400円とする。

##### (2) 後期高齢者支援金等賦課額

賦課割合について、所得割を100分の47.16、被保険者均等割を100分の30.71、世帯別平等割を100分の22.13とする。

##### (3) 介護納付金賦課額

賦課割合について、所得割を100分の46.76、被保険者均等割を100分の53.24とする。

#### 3 その他

今般の国民健康保険制度改革においては、安定的で持続可能な医療保険制度を実現するため、都道府県が国保財政運営の責任主体と位置付けられた。しかるに大阪府における市町村標準保険料率は現行本市水準に比べて高い水準に設定されており、激変緩和措置を講じたとしても将来的な被保険者の負担増加が避けられない状況にある。このことから、大阪府に対しては、市町村標準保険料率のより一層の低減に向けた方策や財政措置等を講ずることを引き続き求めること。

また、規模別基準収納率を下回る市町村に対してより高い目標値を設定するなど、一層の改善努力を促すよう大阪府に求めること。





高健国第3809号  
平成30年2月6日

高槻市長 濱田 剛史様

高槻市国民健康保険運営  
会長 三井 泰



答 申 書

本運営協議会は、平成30年1月19日付け高健国第3556号により諮問のありました事項について、慎重に審議を行った結果、下記のとおり意見が集約されましたので、答申します。

記

本運営協議会では市長から諮問された保険料の賦課総額、賦課割合、賦課方式及び賦課限度額について審議を行った。

平成30年度から国保財政運営の責任主体が都道府県となり、財政運営の仕組みが大きく変わるものである。大阪府が策定した大阪府国民健康保険運営方針では、保険料率の統一を含む様々な取扱いの基準を設定し、府内統一とすることをしている。これらについては、被保険者への保険料負担の激変を緩和する観点から、6年間の激変緩和措置の期間が設定されたところである。

市においても、6年間の激変緩和措置の期間内で、府内統一基準となるべく、各種取扱いをどのように見直していくか決定していかなければならない。

審議では、一般会計からの繰入を行い、保険料を据え置くべきとの意見や、急激な保険料負担とならないよう段階的な見直しをしていただきたいなどの意見があったが、国民健康保険を取り巻く状況として、高齢化や医療の高度化等の影響により、年々医療費は増加しており、社会保険制度として、国民健康保険制度を維持していくためには、医療費増等の自然増分の改定はやむを得ないと意見集約を行った。

また、新制度に伴う制度変更影響分については、6年後を見据え、平成30年度については、事務局案のとおり改定することはやむを得ないと意見集約を行った。

なお、平成31年度以降については、その年々の情勢を十分に勘案し、改定率や改定割合を決定されたい。

賦課方式及び賦課割合については、市独自の判断で割合の設定を行うべきであるとの意見もあったが、急激な保険料負担とならないよう、6年間の激変緩和措置の期間をかけて段階的に見直しを行うこととする旨意見集約を行った。

賦課限度額については、保険料負担の公平性の観点から基礎賦課分の限度額を4万円引き上げる国基準に合わせ、本市においても改定することは妥当であるとの結論を得た。

1 諮問内容に対する本協議会の判断

(1) 基礎賦課分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の賦課総額について  
平成30年度の一人当たり月額保険料において、医療費等の自然増分の改定と制度変更影響分に係る改定については、事務局案のとおり改定を行うことはやむを得ないと考える。

ただし、保険料の改定に当たっては、低所得世帯の保険料負担に十分に配慮されたい。

また、平成31年度以降については、「医療費等の自然増分」及び新制度に伴う「制度変更影響分」について、激変緩和措置の期間の6年をかけて段階的な見直しを行うことを基本とするが、改定率や改定割合については、その年々の情勢を十分に勘案すること。

(2) 基礎賦課分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の賦課方式及び賦課割合について

賦課方式及び賦課割合について、激変緩和措置の期間である6年をかけて段階的に見直しを行うことについてはやむを得ないと考える。

(3) 基礎賦課分の賦課限度額について

基礎賦課分の賦課限度額の改定は、保険料負担の公平性の観点から妥当である。

2 その他

次の事項については、本協議会の要望事項として答申に添えるので、配慮願いたい。

(1) 大阪府に対し、以下の事項について要望していただきたい。

① 応益割における被保険者均等割と世帯平等割の割合については、多子世帯等の負担軽減の観点から、割合について再考すること。

② 激変緩和措置の期間は6年間とされたが、新制度移行後の運用実績を見て、被保険者への影響を十分検証した上で、必要があれば、激変緩和措置の期間を延長するなど、柔軟に対応すること。

③ 大阪府が財政運営の責任主体となることから、府独自の財政措置を実施し、被保険者の負担軽減を図ること。

④ 受益と負担の公平性の確保の観点から、徴収対策についても公平性が担保される制度とすること。

⑤ 低所得者に配慮した減免を府内共通減免として実施し、低所得世帯の負担軽減を図ること。

⑥ 収納対策及び医療費の適正化の取組に関するインセンティブの設定について、全ての市町村が前向きに国保運営に携わることができる持続可能な制度設計を構築すること。

⑦ 人間ドックにかかる共通基準について、助成上限額を引き上げること。

(2) 被保険者の負担軽減を図るため、国及び大阪府に対し財政支援の拡充を図るよう要望されたい。

(3) 保険料収納率の向上は、財政運営にとって重要事項であり、また、受益と負担の公平性の確保の観点からも、なお一層の努力をするとともに、丁寧な対応に努められたい。併せて、口座振替の収納率向上策を積極的に行われたい。

(4) 被保険者の健康増進のためにも、人間ドックの費用助成やその他保健事業については、少なくとも現状の水準を維持していただきたい。

以上